

歯科材料 9 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用ダイヤモンドバー 16670000

ゴールドダイヤモンドバー

【禁忌・禁止】

「使用方法」

歯科診療・歯科治療以外には使用しないこと。
不良ないし異常が認められたら、使用しないこと。
形状変更や改造等を行わないこと。
推奨回転数以上で使用しないこと。

【保管方法及び有効期間等】

「保管方法」

水分、腐食性薬剤及びこれらの蒸気、並びに衝撃や外部圧を避け保管すること。

【製造販売業者および製造業者の氏名または名称等】

製造販売業者 合同会社 WSPTジャパン

〒341-0024

埼玉県三郷市三郷1-20-18

TEL 048-954-5636

FAX 048-954-5637

【形状・構造及び原理等】

(1)形状

本品の基本形及び特性値を別紙9に示す。

(2)原材料

作業部:ステンレス鋼及び人造ダイヤモンド砥粒にチタンコーティングを施す
軸部 :ステンレス鋼
研削材(砥粒):人造ダイヤモンド粉末

(3)構造

本品はステンレス鋼を作業部と軸部とに一体成型し、作業部に人造ダイヤモンド砥粒を施したものにチタンコーティングをしたものである。

(4)原理

歯科用ハンドピースに人造ダイヤモンド砥粒を施した作業部を持つ本品を装着し、本品を回転させ、研削部位に接触させることによって歯牙、骨等の硬組織を研削する。
金属、プラスチック、陶材、及び同様の材料の研削に用いることもできる。

【使用目的又は効果】

微細なダイヤモンド結晶で砥着されたスチール製の作業部をもち、歯科用ハンドピースに装着し、歯牙、骨等の硬組織を研削するために用いる回転式の研削器具をいう。
金属、プラスチック、陶材、及び同様の材料の研削に用いることもできる。

【使用方法等】

本品を歯科用ハンドピースに装着し、本品を回転させ、研削部位に接触させて、研削部位を研削する。

研削は、多量の水を当てながら、本品の破損を避けるため、過度の圧力を避け、適度な圧力で、断続的に行う。

歯科用ハンドピースでの推奨回転数(rpm)は下記のとおりである。

全長22mm、サイズ2mm以上の形状の品:16万以下。

その他:30万以下。

安全性確保のため、この回転数以下で使用する。

【使用上の注意】

【禁忌・禁止】事項に従うこと。

(1)併用医療機器

使用するハンドピースの使用及び注意事項を十分確認し、これに従うこと。

(2)使用方法

シャックを確実に奥まで挿入して、半チャックでは使用しないこと。

研削前に、予備回転をし、水平及び上下振動等の異常回転状況がないことを確認し、異常回転するものは使用しないこと。

使用中、研削材の破損による口蓋部の裂傷等を生じないように注意すること。

本品を使用する際は、保護手袋、保護眼鏡、保護マスク等を着用すること。

偏心、変形、異物、成型不良、傷及び突起物等があるもの、ダイヤモンド砥粒が均一でないものは使用しないこと。

【使用方法等に関する使用上の注意】

使用中の回転数変更は研削材が破損する恐れがあるので、行わないこと。

破損を避けるため、無理な角度や過度の圧力をかけて使用しないこと。

人体に使用する場合は、必要な洗浄、消毒、滅菌等を行うこと。